



福県医発第 1986 号 (地)

令和 6 年 10 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

ルワンダ共和国におけるマールブルグ病に係る注意喚起について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

令和 6 年 9 月 27 日に、ルワンダ共和国においてマールブルグ病の発生が確認され、同年 10 月 2 日現在 36 名（うち 11 名は死亡例）のマールブルグ病の確定症例が確認されています。

アフリカでのマールブルグ病の発生は散発的で、これまでにウガンダ共和国、ケニア共和国、アンゴラ共和国、コンゴ民主共和国、南アフリカ共和国、ガーナ共和国、赤道ギニア共和国及びタンザニア連合共和国で発生が確認されていますが、ルワンダ共和国では今回初めて確認されました。

厚生労働省では本件について、引き続き情報収集を実施し、必要に応じて情報提供を行うとともに、各検疫所を通じ、空港などにおいて海外渡航者への注意喚起を行うとしています。

医療機関に対しては、当該地域に渡航された方が受診された場合には、マールブルグ病を念頭に置いた診療を行うようお願いしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

(参考)

厚生労働省 H P マールブルグ病 感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について :

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-01-06.html>

国立感染症研究所 H P マールブルグ病とは :

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/343-marburg.html>

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 肥山淳一郎

会長 島田昇二郎

令和 6 年 10 月 8 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

笹 本 洋 一

ルワンダ共和国におけるマールブルグ病に係る注意喚起について

令和 6 年 9 月 27 日、ルワンダ共和国においてマールブルグ病の発生が確認され、同年 10 月 2 日現在 36 名（うち 11 名は死亡例）のマールブルグ病の確定症例が確認されたことから、別添のとおり、厚生労働省より本会に対して周知方依頼の事務連絡がありました。

アフリカでのマールブルグ病の発生は散発的で、これまでにウガンダ共和国、ケニア共和国、アンゴラ共和国、コンゴ民主共和国、南アフリカ共和国、ガーナ共和国、赤道ギニア共和国及びタンザニア連合共和国で発生が確認されているが、ルワンダ共和国では今回初めて確認されたとしております。

厚生労働省では本件について、引き続き情報収集を実施し、必要に応じて情報提供を行うとともに、各検疫所を通じ、空港などにおいて海外渡航者への注意喚起を行うとしています。

医療機関に対しては、当該地域に渡航された方が受診された場合には、マールブルグ病を念頭に置いた診療を行うようお願いしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

（参考）

厚生労働省 HP マールブルグ病 感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について：

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-01-06.html>

国立感染症研究所 HP マールブルグ病とは：

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/343-marburg.html>

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 3 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

ルワンダ共和国におけるマールブルグ病に係る注意喚起について

令和 6 年 9 月 27 日、ルワンダ共和国においてマールブルグ病の発生が確認されました。同年 10 月 2 日現在 36 名（うち 11 名は死亡例）のマールブルグ病の確定症例が確認されています。

アフリカでのマールブルグ病の発生は散発的で、これまでにウガンダ共和国、ケニア共和国、アンゴラ共和国、コンゴ民主共和国、南アフリカ共和国、ガーナ共和国、赤道ギニア共和国及びタンザニア連合共和国で発生が確認されていますが、ルワンダ共和国では今回初めて確認されました。

厚生労働省は本件について、引き続き情報収集を実施し、必要に応じて情報提供を行うとともに、各検疫所を通じ、空港などにおいて海外渡航者への注意喚起を行います。

当該地域に渡航された方が、医療機関を受診された場合には、マールブルグ病を念頭に置いた診療を行っていただきますようお願いします。

以上、貴会会員への周知をお願いします。